



# 農業委員会だより

■発行/日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島2丁目6番1号



## 農業委員会が大きく変わります！！

「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。今回の改正により農業委員の選出方法や組織構成等が大きく変わることになります。現在の農業委員は平成 29 年 7 月 19 日をもって任期満了となり、改正された農業委員会法のもと、新たに農地利用最適化推進委員を加えた新体制へと移っていきます。

詳しい内容は裏面に掲載

### 目次

- 農業委員会法の改正・・・P2
- 募集の案内・・・P3
- 区域設定一覧表・・・P4
- 農業委員会活動報告・・・P5, 6
- 農地の「賃借料情報」を提供・・・P7
- 農業委員会からのお知らせ・・・P8

# 農業委員会が大きく変わります！！

「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日に施行されました。

今回の改正では農業委員の選出方法や組織構成等が大きく変わります。

## ① 農地等の利用の最適化を推進します

農地等の利用の最適化の推進が、農業委員会の最も重要な業務として位置づけられました。



### 農地利用の最適化とは？

- 担い手農家への農地利用の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入の促進

## ② 農業委員の構成と選出方法が変わります

これまでの選挙制と農業団体や議会等の推薦による市長の選任制の併用から、市議会の同意を要件とする市長の任命制に一体化されます。

### 農業委員の構成

- ・過半数を認定農業者とする
- ・農業委員会の所掌事項に関し、利害関係を有しない者が含まれないようにする
- ・年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮する

### 農業委員の選出方法

- ・市長は委員の募集（推薦・応募）を実施
- ↓
- ・市長は募集の結果を尊重して選任
- ↓
- ・市議会が同意
- ↓
- ・市長が任命

## ③ 農地利用最適化推進委員が新設されます

農業委員とは別に、担当地区で農地等の利用の最適化推進のための活動を行う、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）を新設します。

### 推進委員の選出方法

農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに募集（推薦・応募）を実施



農業委員会は募集の結果を尊重して選任



農業委員会が委嘱

## 農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集！！

◆平成29年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び新設の農地利用最適化推進委員を募集します。(※法律の改正により、農業委員の選挙制度は廃止になりました。)

### 募集人員

- ・農業委員 19名
- ・農地利用最適化推進委員 19名

### 募集期間

- ・平成29年2月1日(水)から平成29年2月28日(火)

### 対象者

- ・農業委員  
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
- ・農地利用最適化推進委員  
農地等の利用の最適化の推進(農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止など)に熱意と識見を有し、担当する区域における現場活動ができる者

### 募集資格要件

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ① 日田市に住所を有しない者(特別な事情がある場合を除く)
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 募集方法

- ・自薦(本人が応募する場合)又は他薦(団体等による推薦又は3名以上の連名による推薦)による。
- ・規定の様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局に提出してください。
- ・募集要項及び推薦書・応募書は、農業委員会事務局及び各振興局で配布します。また、市ホームページから様式をダウンロードして使用できます。  
※詳しい内容につきましては、募集要項をご覧ください。  
※農地利用最適化推進委員は募集の区域が設けられていますので、次ページの別表「農地利用最適化推進委員区域設定一覧表」を参照ください。

お問い合わせ先(推薦書・応募書提出先)

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号  
日田市農業委員会事務局(日田市役所3階)  
電話(0973)22-8213

## 別表 農地利用最適化推進委員 区域設定一覧表

※ 募集人数 19人 (19区域 各1人)

※ 複数の区域への推薦(又は応募)が可能ですが、兼務はできません

区域名	募集人数	担当の地区(自治会)
日田・五和	1	亀川・日ノ隈・中釣・中ノ島・堀田・亀山・本庄・三隈・大和・川原・若宮・元町・南元町・本町1・本町2・東町1・東町2・中央通1・中央通2・中央通3・三本松・淡窓・中城・港・丸の内・豆田第1・豆田第2・城町1・城町2・上城内・丸山1・丸山2・城内新町・石井町1・石井町2・石井町3・高井・内河・小山・緑町1・緑町2
高瀬	1	高瀬本・大宮・琴平・八幡・大日・南部・誠和・銭淵・京町・串川1・串川2・上野
三芳	1	田島1・田島2・田島3・田島本・田島・刃連・下井手・三芳小淵・大部・桃山・小ヶ瀬・日高・神来・求・古金
西有田	1	上手・坂井・三ノ宮町1・三ノ宮町2・石松・尾当・有田・三池・中尾・水目・秋山・あやめ台
三花	1	秋原・市ノ瀬・伏木・小河内
三花・小野	1	天神・清水・財津・藤山・三和団地・三河・鈴連・殿・源栄
東有田①	1	池辺・松野・諸留・上諸留
東有田②	1	月出・羽田・日の本・岩美・東羽田
朝日	1	小迫・朝日・二串・君迫・山田・朝日ヶ丘
光岡	1	日ノ出・清岸寺・吹上・玉川・玉川3・新治・南友田・北友田1・北友田2・北友田3
大鶴	1	鶴城・鶴河内・上宮・大鶴本・大肥・大鶴・大肥本
夜明	1	夜明上・夜明中・夜明関
前津江	1	柚木・出野・大野・赤石
中・上津江	1	野田・川辺・丸蔵・鯛生・上津江川原・都留・上野田・雉谷
西大山	1	老松・西峰・北部の一部・烏宿・清流の一部・南部・中央の一部
東大山	1	都築・北部の一部・中央の一部・清流の一部
馬原 (※中川の一部を含む)	1	丸山西・丸山東・馬原1・馬原2・馬原3・女子畑
中川 (※五馬の一部を含む)	1	桜竹1・桜竹2・赤岩・湯山・本城・五馬市東・五馬市西
五馬	1	出口・塚田
19 区域	19 人	



# 農業委員会活動報告

## 視察研修報告



農業委員会  
塩井 明美

日田市農業委員として視察研修に参加させて頂き、研修地である広島・山口に向かいました。東広島市河内町小田地区は、広島県の中心、日田と同じ中山間地域に位置しています。当時危機的状況にあった農業を守るため、現組合長理事である吉弘昭昭さんが中心となり農事組合法人ファームおだを設立しました。地区内の住民を対象に実施したアンケートを元に地域ビジョンを設定、それをわかりやすくイラストマップ化した「未来創生図」を作成するなど、地域対策と農業対策の連携がうまく機能した例として全国的にも注目されているようです。地域が一体となったことが現在の発展に繋がっているのだと思います。日田も何か始めなければと感じました。

山口県防府市大字切畑の江越農園代表の江越正和さんは自分で農業をやりたいという思いから、県の農業改良普及員を辞め、農園を設立しました。商品にお子さんデザインのステッカー

を使うなど、一家総出で6次産業化に取り組む姿勢には感銘を受けました。

山口県美祢市美東町の榎さんみいんではコンテナ型保冷庫を使った椎茸の菌床栽培という特徴的な栽培の様子を見せて頂きました。代表である坂本睦海さんの学生時代の経験と精密機械事業のノウハウを活かし、コンテナでの栽培ならば天候、気温にも左右されないのではというアイデアから始まりました。他にも、通常であれば廃棄する椎茸の石づきを活用したふりかけなど、食品ロスをなくす工夫もされています。

みなさん手探りのなか色々知恵を出し行動して頑張っているのを感じました。良い勉強をさせていただきました。



→ 江越農園ビニールハウス内



← さんまいん代表・坂本睦海さんの案内

## 『九州・沖縄ブロック』

### 女性農業委員研修会開催

九月八日・九日『九州・沖縄ブロック』女性農業委員研修会が大分市で開催され、日田市からは女性農業委員三名が参加しました。この研修会は、九州・沖縄各県の女性農業委員が集まって相互研さん・情報交換を行うもので、今年で六回目となります。

農業委員会の新体制における課題や女性登用を題材にパネルディスカッションも行われ、活発な意見が出されました。参加した女性農業委員同士、日頃の活動や女性の活躍について情報交換することもでき、大変有意義な二日間となりました。

今後も地域の期待に応えられるよう学び続け、農業委員会への女性登用促進を働きかけていきたいと思えます。



↑ 日田市からは  
中山敦子委員、塩井明美委員、  
高村美奈子委員が参加

# 平成28年度市政功労者表彰



中野 靖隆 委員(池辺町)

【市政の振興に貢献】  
現 日田市農業委員  
元 日田市議会議長



松村 正純 委員(天瀬町)

【産業の振興に貢献】  
現 日田市農業委員会  
副会長

日田市では毎年「文化の日」にちなみ、市政の興隆発展に多大な功績のあった方々を日田市市政功労者として表彰を行っています。今年度の日田市市政功労者に現農業委員会から2名が受賞されましたので紹介します。

## 農業委員会地区別セミナー開催

十一月四日、玖珠町メルサンホールにて県西部地区(日田・玖珠・九重)地区別セミナーが開催されました。

日田市からは二十八名が参加し研修では「新体制農業委員会の委員活動について」というテーマのもと、既に新体制へと移行した玖珠・九重の状況報告を交えた討議が行われました。



## JAJAフェスタへの参加

十一月十二日・十三日に中城グラウンドにおいて、農協祭り「JAJAフェスタ」が開催されました。当日は爽やかな秋晴れに恵まれ、各種イベントも大盛況となりました。

農業委員会は初日の十二日に農地・農業者年金相談と米の消費拡大を目的とした米粉パンの無料配布を行い、用意していた四百個全てのパンを配布することができました。



## 農地パトロールについて

農業委員会では毎年農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。今年度は八月から一ヶ月間を

「農地パトロール月間」とし、この間は特に力を入れて調査を行いました。この調査は主に荒れた農地や違反転用がないか等(※)を確認しています。

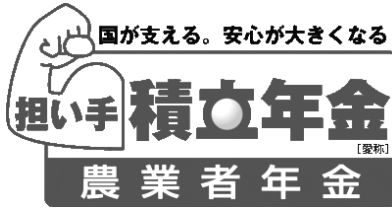
調査の結果を受けて、対象地の所有者の方には農地の利用に関する意向調査を行うことがありますので、ご理解ご協力をお願いします。



(※) 相続税・贈与税納税猶予の特例を受けられている方へ

特例農地について、譲渡・転用・耕作放棄がある、農業経営をやめているといった場合、納税猶予が打ち切りになる可能性があります。

農地パトロールは特例農地の定期的な状況確認の意味もあることにご留意下さい。



## 老後の備えは、 農業者年金で安心！

農業者年金は、次の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 国民年金第一号被保険者
- 年間60日以上農業に従事している方(配偶者・後継者も可)

認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJA窓口(農業協同組合)へお問合せ下さい。

日田市のホームページからでも  
農業委員会の情報がご覧いただけます。

[http://www.city.hita.oita.jp/cat\\_00000115.html](http://www.city.hita.oita.jp/cat_00000115.html)

主な  
内容

- 農業委員会の業務内容
- 農地法関係の申請手続き案内
- 各種申請書様式のダウンロード
- 農業者年金に関する情報
- 農業委員会が発行する証明
- 農業委員会総会議事録
- 農業委員会だより
- 農地の賃借料情報 等

## 農地の「賃借料情報」を 提供しています！

平成21年6月4日に「農地法の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日に施行されました。この改正により「標準小作料」が廃止され、これに代わり農業委員会が農地の賃借料の情報提供を行うことが法律上明記されました。

**農業委員会事務局では、改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。**

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議したうえで締結してください。

\*\*\*\*\*



**週刊 金曜日発行**

**購読料1ヶ月700円(送料込)**

- 購読は、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局へ申込み、お問合せ下さい。

### 農作業等の人員確保に困っていませんか…?

## シルバー人材センターに ご相談下さい！

### シルバー派遣事業のメリット

- 忙しい時期だけでも依頼できます。
- 短時間労働でもお引き受けします。(1日でもOK)
- 多様な業務、働き方に対応します。
- 公共的な機関なので安心してご依頼いただけます。(仕事内容はご相談下さい)

(公社) 日田市シルバー人材センター  
TEL 0973-24-7676

# 農業委員会からのお知らせ

お問合せ先

農業委員会事務局 (市役所 3 階)  
☎0973-22-8213

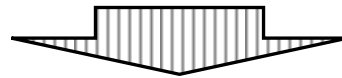
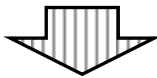
## 農地に関する手続きについて

「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用していいものでは」と思っている方はいませんか。



- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地(田・畑)であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者(耕作等の面積が申請地を含めて下限面積25a以上)でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

### 注意!!

- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告・登記まで済ませて下さい。
- ◎違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

申請書の締切りは、

毎月  
**17日**

※17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

農地を相続した場合…

### 農業委員会への届出が必要です!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要です。
- 耕作できない場合は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。